

## 高齢者を狙い撃ち

### 保団連 患者負担増阻止へ集会

しんぶん赤旗 2017年3月24日(金)

「このまま通していいの？ 患者負担増」を掲げ、全国保険医団体連合会は23日、国会内で集会を開き、医師、歯科医師ら約110人が参加しました。2017年度予算案には高齢者をねらいうちにした負担増が盛り込まれており、患者署名「今こそストップ！患者負担増」などのとりくみを強化し、負担増を止めようと語り合いました。

負担増の内容は▽75歳以上の後期高齢者医療制度の保険料アップ▽70歳以上の高額療養費の負担上限引き上げ▽療養病床に入院する65歳以上の光熱水費の負担増—など。

住江憲勇会長があいさつし、「異様な国会でまともな予算審議もないまま国民の生活困難は二の次にして負担増を進めるのは許されない。大きな世論をつくろう」とのべました。森元主税副会長が基調報告。各地の代表が患者から「窓口負担が払えないので通院をやめるといわれた」「できるだけ安く治療してと求められる」など、受診抑制が広がる実態を報告しました。

東京高齢期運動連絡会の小嶋満彦会長代理と東京民医連ソーシャルワーカー部会長の渋谷直道さんがゲスト発言。小嶋さんは高齢者の訪問調査をもとに「高齢者は病気と生活に苦しみ悩みながら毎日を送っている」と訴えました。日本共産党の倉林明子参院議員と堀内照文衆院議員があいさつしました。

## 主張

### 介護保険負担増

#### 利用者の痛み なぜ分からない

しんぶん赤旗 2017年3月26日(日)

介護保険の利用料負担の引き上げが、高齢者や家族の暮らしを直撃していることが問題になっています。一昨年実施された一定所得以上の人の2割負担化などの影響で、特別養護老人ホームを退所したケースが相次いでいることが介護施設団体などの調査でも浮き彫りになっています。それにもかかわらず、安倍晋三政権は今国会に、介護保険に初めて3割負担を導入することなどを盛り込んだ改定法案を提出し、成立を狙っています。利用者や家族の痛みの大きさが分からないのか。介護の安心を壊す改悪は中止すべきです。

#### 深刻な「支払い困難」退所

介護保険の利用料は2000年の制度発足以来、ずっと1割負担でした。ところが安倍政権は一昨年8月、一定の所得以上の人（単身世帯では年金収入等280万円以上）の利用料を2割へと引き上げました。当時、厚生労働省は“余裕のある人”が対象などと説明していましたが、同時に食費・居住費の負担増も実施されたことも重なり、実施直後から「認知症の人と家族の会」の調査では、“こつこつ蓄えてきた老後の資金がみるみる減って

いく” “負担が増えて生活が成り立たない” などの悲痛な声が寄せられました。

介護施設運営者でつくる「21世紀・老人福祉の向上をめざす施設連絡会」が最近発表した調査結果でも、事態の深刻さは明らかです。同連絡会が昨年秋に実施した特養へのアンケート調査では、「支払い困難を理由に退所」した人がいたのは101施設にのぼり、「利用料の滞納」をした人がいたのは206施設もあったことが分かりました(1589特養から回答)。入所すること自体が困難な特養に、せつかく入ることができても、負担増によって退所せざるをえなくなる一。利用者・家族にとってこれほどつらい仕打ちはありません。ところが厚労省はあくまで“負担増でも利用者数に大きな変化はない”と言い張ります。実態を無視した無責任な姿勢です。

安倍政権が国会に提出した介護保険改悪法案は、利用者・家族の暮らしに追い打ちをかけるものです。法案は現在2割負担の45万人の中で、年金収入等340万円以上(単身世帯の場合)などの人を来年8月から3割負担にするなどとしています。対象は現在約12万人で、厚労省は「特に所得の高い層だ」と盛んに強調します。しかし、“余裕がある人”といって2割負担を実施したことによって特養退所者をうみだした事実は、3割負担が利用者に与える影響は軽視できないことを示しています。

介護保険の利用料をめぐっては、財務省などは「原則2割負担」を繰り返し要求しており、今回の「3割負担」導入が、利用料引き上げに向けた“突破口”にされる危険があります。道理のない利用者負担増の中止・撤回こそ必要です。

## 税の集め方・使い方変え

27日にも成立する17年度予算は、高齢者を中心に医療分野の負担増が目白押しです。それに続き介護でも国民に負担増を迫る法案を押し通そうとする安倍政権のやり方はあまりに異常です。

大企業や大資産家などに応分の負担を求めるなどすれば社会保障財源は確保できます。税金の集め方、使い方を根本的に改め、社会保障を再生・充実させる政治にしていくことが重要です。

## 来月からの年金、医療、子育て 高齢者の負担増える 年金額0.1%減、保険料アップ

佐賀新聞 2017年03月26日

## 4月から変わる社会保障・雇用

年金	<ul style="list-style-type: none"><li>年金額を0.1%引き下げ</li><li>国民年金保険料は230円増の月1万6490円</li><li>中小企業でも労使合意があれば、厚生年金の加入対象を拡大</li></ul>	
医療	<ul style="list-style-type: none"><li>後期高齢者医療で、低所得者などの保険料特例軽減を縮小</li></ul>	
雇用	<ul style="list-style-type: none"><li>雇用保険料を賃金の0.8%から0.6%に</li><li>一定の条件を満たした場合、介護職員や保育士の給与引き上げ</li></ul>	
子育て	<ul style="list-style-type: none"><li>児童扶養手当、特別児童扶養手当を0.1%引き下げ</li><li>住民税非課税世帯は、2人目以降で幼稚園や保育園の保育料が無料に</li></ul>	

公的年金や医療、子育てなどの分野で4月から保険料の値上げや給付の引き下げが実施される。雇用保険料の軽減や幼児教育無償化の拡大など、現役世代には恩恵も一部あるが、高齢者を中心に軒並み負担増のメニューが並ぶ。

年金額は物価の下落に合わせ、0.1%下がる。国民年金は40年保険料を収めた満額で67円減の月6万4941円、厚生年金では、会社員だった夫と専業主婦のモデル世帯で227円減の月22万1277円となる。4月から反映され、6月支給分から金額が変わる。

国民年金の保険料は、段階的な引き上げにより230円増の月1万6490円となる。厚生年金は加入対象が広がり、500人以下の中小企業でも労使合意があれば、一定の条件を満たしたパートなどの短時間労働者が加入できるようになる。

75歳以上の後期高齢者医療では、所得が比較的低かったり、74歳まで夫や子らに扶養されたりしていた人の保険料がアップする。特例的な軽減措置が縮小されるため、例えば年収211万円の人、所得に応じた部分が月2200円から3510円に上がる。ただし徴収額が実際に変更されるのは大半の場合、10月から。

現役世代向けでは、雇用保険料（労使折半）が賃金の0.8%から0.6%に下がり、年収400万円の会社員の場合、年4千円負担が軽くなる。

子育て分野では、ひとり親家庭向けの児童扶養手当と、障害のある子どもを育てる親への特別児童扶養手当などが、年金と同様に0.1%減る。

一方、幼児教育無償化の拡大で、住民税非課税世帯では、2人目以降は幼稚園や保育園の保育料が無料になる。低所得のひとり親世帯向けにも別途、値下げがある。

介護や保育分野で働く人の給与は引き上げを図る。いずれも一定の条件を満たした場合で、介護職は月平均1万円、保育士は最大月4万6千円程度増える。【共同】

## 保険料 軒並み負担増 4月、年金や後期高齢者医療

東京新聞 2017年3月26日

公的年金や医療、子育てなどの分野で四月から保険料の値上げや給付の引き下げが実施される。雇用保険料の軽減や幼児教育無償化の拡大など、現役世代には恩恵も一部あるが、高齢者を中心に軒並み負担増のメニューが並ぶ。

年金額は物価の下落に合わせ、0・1%下がる。国民年金は四十年保険料を収めた満額で六十七円減の月六万四千九百四十一円、厚生年金では、会社員だった夫と専業主婦のモデル世帯で二百二十七円減の月二十二万一千二百七十七円となる。四月から反映され六月支給分から金額が変わる。

国民年金の保険料は、段階的な引き上げにより二百三十円増の月一万六千四百九十円となる。厚生年金は加入対象が広がり、五百人以下の中小企業でも労使合意があれば、一定の条件を満たしたパートなどの短時間労働者が加入できるようになる。

七十五歳以上の後期高齢者医療では、所得が比較的低かったり、七十四歳まで夫や子らに扶養されたりしていた人の保険料がアップする。特例的な軽減措置が縮小されるため、例えば年収二百十一万円の人、所得に応じた部分が月二千二百円から三千五百円に上がる。ただし徴収額が実際に変更されるのは大半の場合、十月から。

現役世代向けでは、雇用保険料（労使折半）が賃金の0・8%から0・6%に下がり、年収四百万円の会社員の場合、年四千万円負担が軽くなる。

一方、幼児教育無償化の拡大で、住民税非課税世帯では、二人目以降は幼稚園や保育園の保育料が無料になる。低所得のひとり親世帯向けにも別途、値下げがある。